

民政府と工部局との協商に於て將來或る種の國税を租界に實施すべき旨を定め、其徵收機關は固より租界政廳の吏員を以て之に充つべきことにしたが（註三二）民國十九年五月上海工部局「フィツセンデン」の報告に依れば、四月末四川路に絹麻及毛織物に對する江蘇特稅局の支局を設けたので首席領事を通じ支那側に抗議し其職權行使を中止したのである。

次に滿洲鐵道附屬地の不當課税問題は、民國十二年東支鐵道沿線附屬地に於て特別區警察管理處長温應星の穀物税徵收計畫後數年前より滿鐵附屬地内居住の支那商人に對し、附屬地外城内居住の邦人に對し、不當課税の徵收と共に銷場税を課徴し、更に一九三一年五月一日以降遼寧省官憲は廢厘に伴ひ、營業税の制定と同時にセメント、麥粉、綿絲に關し厘金と同質の統税を徵收することにした。一九三〇年五月六日の日支關稅協定に例外を認め留保した綿絲を除くの外、セメント、麥粉に對する課税の如きは從來の日支通商條約並新協定の趣旨に反するのである（註三三）。

（十四） 海關制度に附帶する免稅

本制度の下に於ける免稅は前清清代の例を繼續し來たが一部改廢を見、例へば滿洲特別免徵制は、一九二七年以降之を廢止し、機械新工業品特別免徵制は其の適用を漸次擴張し、内地稅厘の免稅を爲すと同時に一方收入目的の特別消費税の形體に分化したものが有り子口稅制度は最近一九三一年關稅自由廢厘の實施聲明と同時に之を廢止したのである。

鐵道免重徵制は前記滬寧線の外に、津浦鐵道（一九一七年七月）及滬杭線にも之を適用したが、何れも外國品の場合に限つたのである。曩に一九一六年一月交通部は財政部に向つて汽船運搬と競争の結果招く所の損失を防がんが爲に滿洲に於ける京奉、東支及南滿等鐵道同様に内國品の輸送にも本特典を適用せんことを提議したが、厘金收入との關係もあり、一方當時稅務處の諮詢に對して總稅務司より鐵道輸送貨物に對しても汽船輸送貨物と同じく海關に絶對的管理權を與へ、内地稅局の干涉を排除し、且つ鐵道通商地と非通商地及非通商地相互間の輸送貨物に對しても、之が内國關稅徵收權を海關に一任することを斷行するに非れば免重徵制を國有鐵道に採用するも徒らに徵稅機關を複雑ならしむるに過ぎざる旨を覆答して交通部の提案を排したと云ふ（註三四）。

紅箱制度は前清の例に依り若干改修し、即ち一九二三年以降箱内の貨物價格をば五十兩以内とした。而して漢口に於ては固より上海の制度に準ずるも包装の容器は紅箱を用ゆる代りに黑箱を使用するを以て黑箱制度(Black Box System)と名けて居る（註三四）。

（註一） 湖南厘務彙纂卷一

（註二） 大清會典事例卷二四一

（註三） 湖南厘務彙纂卷五、六

（註四） 陝西省財政說明書、四川省財政說明書、福建省財政說明書、臺灣總督府臨時舊慣調查會編清國行政法卷六

（註五） 皇朝掌故彙編卷一五

- (註六) Macnurray, "Treaties and Agreements," Vol. I, pp. 188, 701, 913 商務印書館條約大全下編卷四「コリンズ」著中國礦業論二五—二五四頁
- (註七) Macnurray, op. cit. pp. 144, 216, 363, 397, 471, 511, 515, 552, 623, 630; "Vol. II, pp. 986; C. I. M. C., "Treaties" Vol. I, pp. 210 中國鐵路借款合同全集一、七一、二一八、三三九、三四〇頁
- (註八) 湖南厘務彙纂卷六、南滿鐵道會社關係條約集四三六頁、同清國行政法卷六
- (註九) 湖南厘務彙纂卷六
- (註一〇) 同上、同清國行政法卷六
- (註一一) 湖南厘務彙纂卷六
- (註一二) 同上清國行政法卷六
- (註一三) C. I. M. C., "Trade Report," 1905, Part II, Vol. II, pp. 200
- (註一四) S. Wright, *Kiangsi Native Trade and Its Taxation*, pp. 101
- (註一五) 同治朝籌辦夷務始末卷四一、六三 Report of the Justice Feetham, To the Shanghai Municipal Council, vol. I, pp. 103-7; (British) Diplomatic Consular Reports (1898) pp. 90-91; Morse, *The International rel. of the Chinese Empire*, vol. II, pp. 378-9
- (註一六) 高柳松一郎支那關稅制度論三九〇—三頁、滿鐵調查資料第七九編滿洲に於ける支那特殊關稅制度一一六—二二〇頁
- (註一七) 高柳松一郎同上書三九五—七頁 C. I. M. C., *Handbook of Customs Procedure at Shanghai* (1926) p. 88-9
- (註一八) 稅務月刊三一、四三、四五號財政月刊八四、八八、九一、九八、九九、一〇一、一〇七、一〇八、一三九、一四六號
- (註一九) 稅務月刊二、二五、九八、一四一號
- (註二〇) 財政月刊一四一號
- (註二一) 稅務月刊二、二〇、二五號、財政月刊一〇七、一〇八、一一三、一二六、一三五號

- (註二二) 稅務月刊二五號財政月刊七九、九一、一〇九、一一三、一二六、一二九、一四三、一四六、一五一、一五三、一五六、一五七、一六一號
- (註二三) 財政月刊一四一號 Macnurray, op. cit. vol. II, pp. 1521
- (註二四) 財政月刊一四四、一三八號「コリンズ」著中國礦業論二五一—三頁
- (註二五) 財政月刊七一、八一、八五、九七、一〇七、一〇九、一一七、一一八、一一九、一二六、一二八、一三〇、一五六、一五七、一六一號民國十九年三月十四日廣東財政公報第十期
- (註二六) 財政月刊九五、九六、九八、一一三、一二五、一二六、一五一號
- (註二七) 稅務月刊二七、二八號財政月刊七九、九八、一〇四、一一七、一一八號
- (註二八) 稅務月刊二、二七號財政月刊四三、一一一號
- (註二九) 財政月刊四八、五〇號
- (註三〇) 財政月刊四九、五〇、五八、八五、一三三、一四五號
- (註三一) 財政月刊五六、六七、八六、一〇二、一〇三、一一三、一二九號
- (註三二) J. Feetham, op. cit. pp. 107
- (註三三) 昭和四年四月卅日及同年九月十九日關東廳報告、南滿鐵道會社哈爾濱事務所調查時報第二號
- (註三四) 高柳松一郎支那關稅制度論三九四—五頁 C. I. M. C., "Handbook" op. cit. 85-88(1826)
- (註三五) C. I. M. C., "Handbook" op. cit. pp. 85-88; I. G. circ. Nos. 33, 48 of Oct. 20th, 1922.

第六節 徵收取締

甲 前清の制度

厘金は創定以來常關稅と同じく官辦の場合には殊に吏員に對する徵收の取締に就いて詳細に規定

したものがあるが、前後を通じて具文に歸してゐるものが多い。光緒會典（卷一八）に依れば吏員の取締に關しては「擇史之廉幹者而任之、視商貨成本之輕重酌取其盈、垂爲定則、以收數之贏絀、定局員之考成、侵漁則懲以法」と定め、且つ分註には「徵收厘稅、嚴定比較、隨時稽查、有餘則記功、不足則記過、不得徵多報少、捏完作欠、儻有捏報未完情事、無論數之多寡、即將該員照侵欺錢糧制奏參追繳、如繳不足、數、卽行照例治罪」と記し、商民に對する取締に關しては巡卡を設け、分註には「嚴防姦商繞越偷漏」と記して居る。

(一) 吏員に對する取締

厘金は常關稅と同じく官辦の場合には實徵制に依り、或は定額制に依つたが、開辦當初には考核あれども比較（標準制）を設けなかつた。而して收數に減退を來したので光緒初年以降始めて額定比較法を施行したのである。（額定とは毎年の徵收額を一定し官吏に委し徵收せしめ、比較とは年に按じて收數を平均するのである）。例へば浙江省に於ては光緒元年の收數を以て準とし盈絀を比較し、委員の去留功過を定め、次で前三箇年の收數を通計し之を三分し平均したものを定率とした。（勻三提一の法）同十二年には又同十年の收數を準とし、同十七年に於ても亦概して舊規定に依照したが、同二十三年には厘務の大改革をし、比較章程六條を重定し、最近六年中收數最多の年を以て比較となし、常年比額清冊を定め、並に別に按月坐額冊を作り、委員は一年期とし、比較稍不足のときは

撤し、足りるときは留むることとした、而して功過は厘金の額數に依り差等を設け、其條項に依れば增收の場合に記功を三等に分ち、減收の場合には委員を撤する外は其不足額に依つて記過を行ひ、又賠償方法をも定めた（註一）。

福建省に於ては光緒六年に額定比較法を施行し、比較の長短に依つて委員の功過を定め、宣統二年十月以降之を實施した。比較新章程は江西等の制度に仿照し、舊章程（八條）を改訂増補したものである。同章程に依れば各局卡の吏員にして減收あれば墊解錢糧辦法に照し賠償せしめ、各局關卡は按月冊報を作り、督署以下關係局所に送り勸懲の用に供する、比較考査には二種あり、一は三個月考査で毎三箇月目に一次覆査し、若し短解あれば卽ち撤差（任）を行ふと同時に期限を定め追徵し、償の上は別に差缺（任）を委すこととし、一は一年考査で毎一年滿期で短解あれば、其減數を按じて章に照し停委を實行し、倘し滿期に於て清繳（納）せぬときは處罰する。而して一箇年滿期に於て溢額を送くること多きときは、其增收を按じて章に照し記功し、或は留辦（任）を行ひ、或は詳請し保獎し、委派鼓勵を示すこととして居る（註二）。

江蘇省の比較章程は光緒七年の制定に係り、收數の盈虧は三年を標準とし、同十八年章程六條を更定し、收數の増減に依て功過を定め、次で同二十三年に清弊章程五條を議訂し、留辦の期間を延長し、賠繳の例を定めたる外に、同二十五年以降の章程は若干増改したが、大略は舊規定に同じである。

(註三) 廣西省の章程は光緒三十二年三月の制定に係り、同制に依れば留辦請獎法として長收一割は大功を記し、二割は留任半年、三割は留任一年とし、四割は優缺(職)に酌委し、五割以上は上申保獎することとし、稅差(吏)の懲戒法は短收五分の罰俸半月より短收二割半以上の轉任免職等に至る。又期限を過ぎて報告を怠つたもの、又は稅金を解送せぬものに對しても各罰則を規定してゐる(註四)。廣東省の原定功過章程に依れば歲收二十萬以上の一等より二萬以下の六等に分ち、長收は五分より二割半以上迄五級とし、記功調差(轉任)委缺奏獎等を定め、短收は又分別し記功過撤差停委詳參等に處すること、した。尙同省の宣統二年一月より實施した各廠比較變通功過章程に依れば辦理一年收數を核計し、收數の長短に従つて功過を決し、而して從來の功過等差は半年一核であつたものを改めて三月一核としたが、尙時期久しきに失し、大廠短收甚だ多きを以て一月一核に短縮した(註五)。

陝西省に於ける厘員の考成は從來均しく收數を按じて功過を定め、局卡を分つて六等とし、各三箇年中最盛の年を標準額とし現年の收數と比し、半年贏絀を一核し、分別して等を按じ、成を計り撤留し、滿年には一歳の數を統計し、其等第を視て之を獎罰したのであるが、新法は更に其度數を詳密にし、限度を縮少し、近年最盛の年を以て準とせず數年最盛の月を抽して額となし、校核期間を毎三箇月とし、懲罰は半年を以て實行したので前法に比して嚴を加へた(註六)。

其他吏員の不法行爲に對する禁令罰則を定めたものがある。例へば湖南に於ては稽查員の曠職其他官金の流用使用人の私派貨物の私賣等を禁止して居る。出入貨物に對しては司事親ら丁役を帶同して検査に従事すべきが、久しく怠慢に流れ、丁役等が串通賣放(收賄許放する)せば丁役は之を地方官に交し枷號の刑を科し、司事をば革職することとし、又填票の司事に對しても詳細核對し、若し大頭小尾等貨物の數目に符合せぬものあるときには査閱の上嚴に究辦することとし、驗貨の巡丁等が便宜貨物の購賣を爲すことを嚴禁し、(咸豐八年十月に嚴禁巡丁乘便購買貨物札がある)又巡丁丁役等が處罰の外に銀錢を需索することを嚴禁し、各局卡員紳收支員等が銀錢を借撥し其他官金を私に流用するが如きときには之を賠繳せしめ、又參究處罰し、幫辦紳士の士流を充任し、手を丁胥等に假るの弊を防ぎ、各局卡總辦員紳の家丁人等を兼派し、收支を經理するを禁じ、又總辦員紳の任意親友を携帶することを禁じ、或は幫辦其他私に司事名目を設けることも禁じ、或は幫辦紳士の私に頂替(替玉)を爲すことを嚴禁した。現に光緒九年十一月には巡丁の賣放に關し、十年三月には丁役の訛索に關し禁止するの文があり、同十一年八月には官輪が私貨を夾帶するときは應さに入官(沒收)し變價充賞するの命令があつた如くに、其他諸地に在つても同種の反則多く、就中最も一般的の弊害としては賄放、減讓、詭報等を擧ぐることを得る(註七)。

(二) 商民に對する取締

厘金通脱其他の犯行の處罰に就ては創辦當時より之を定めたものがある。例へば浙江省に於ては商人の偷漏を查出したときには正厘を納付せしむる外に、其税額の三倍を罰金として徴收し、洋藥に對しては五倍の罰金を科し、同時に密告賞與制を定め罰金額の四倍を賞に充て、殘額をば正款とする、同治初年の罰金は三倍とし六割を公收に充當したが、其後洋藥同様に五倍としたこともある。又縐呢用絲等の貨物は藏匿し易きより查獲の上は土藥の例に依り局より全數を變價し、八割を賞に充て二割を公收に歸した。前記四割を賞に充つるものは三割を外局、一割を省局の賞とし八割を賞に充つるものは五割を外局、二割を省局の賞とする、又行家帶客報捐を責成するの法を定め、客商が船夫を雇用する場合に委員が稽察し、若し貨多く捐少きときは、正厘を補繳する外客商には三倍、行戸には五倍の罰金を科することとした(註八)。

湖南省に於ても創辦當初より罰則を定め、米石の捐税に就いては重課を防ぐと同時に、隱漏あり重ければ嚴に處分し、輕ければ十倍の罰金に處することを定め、同治九年の禁例に依れば闔關抗税すれば嚴密に查拏し、又詰問に服せざる者或は夾帶包攬偷漏等の者に對しては分別處分することとした(註九)。

雲南省に於ては客商貨物を販運し、厘金關卡を經過せば章に照し數の如くに正厘を上納せしめ、大票に填給し、始めて前途に運往出售することを許し、若し私貨を夾帶し免厘を希圖し、報關上

納せざるものは查出し、章に照し處罰する(註一〇)。

乙 革命後の制度

(一) 吏員に對する取締

革命後に於ては請負制の弊を矯正すると同時に實徴主義を採り、又額定比較法を制定し、民國三年には常關考成條例に次いで徵收厘稅考成條例を公布(九月十二日)した。本條例は又常關の規定と等しく、民國六年三月之を修正したのである。其他各省に於ても取締に關する特別規定を設けてゐる。

老成條例に依れば各省の厘金統捐貨物稅其他厘金と同性質の各種捐稅に關して本令を適用することとし、(一)比較額(標準額)は毎月比較額及毎年比較額あり、比較年額は某年の收數に依據し、其標準額は財政廳より巡按使(省長)を經由し、財政部の覈定を受け、其中若し新增及免除あれば比較額中に聲明し、含糊隱匿を許さぬこととし、比較額は毎三年に一回更定し、三年の毎月收入を月額とする、(二)考核時期は三箇月考覈と年滿考覈とあり、前者は會計年度の開始後三箇月に之を行ひ、後者は會計年度滿了の時に之を行ふ、是等の實績は毎月列表に依つて財政廳及巡按使に報告し查覈に供する、(三)徵收官の考成は三箇月考覈に於て比較額に比し、增收あるときは功を記し、增收の割合を以て記功の次數となす、年滿考覈に於て比較額に比し、增收あるときは增收數に比して勞績金を給與し、其方法は額外增加獎勵法の規定を適用する、各徵收官の三月考覈は減收一割に及ばぬものは一

次過を記し、一割以上のものは撤退し、各徴收官の年末考覈は減收一割以上のものは降等し、二割以上のものは官職を褫奪する、各徴收官の侵吞隱匿の情弊を發覺したるときは官職を褫奪し、法に依り追徴する。徴收官税率外の徴收を爲し商人を苦しめ、或は商人と串通舞弊し、減收を來したときは同一の處分を科する、各厘稅局に於ける毎月の收入は財政廳長より各稅局の狀況に應じ、期限を酌定し、其金額を解送せしめ、若し期限を起ゆるものあれば、即ち過を記し、又は撤退する、(四)財政廳の考成は全國の厘金及各種捐稅を管理し、該管巡按使の年末考覈に於て總額に增收あるときは、財政部に照合して查明し、增收額に應じて額外獎勵條令に照して給獎する、年滿考覈に於て減收あるときは減俸、降等又は革職する。財政廳長は所屬徵官にして侵吞、徇隱浮收病商等の犯行あるも、之を覺察せず、財政部又は巡按使より查知せられ或は別人より告發せられたときは降等せられ、故意に之を隱匿したものは褫職せらる。新法に依れば常關の場合と同じく、勞績金の給與を廢止して省長より獎勵することに改め、又額外增加獎勵條令に照して給獎する事項をば單に分別獎勵し呈請することに定めたのである(註一一)。

更に各省に於ては民國初年以來特別考成法を設くるものがあり、前記財政部所定の一般考査條例に依るの外各省に於て特に定めたるものに依據するのである(註一二)。

(二) 商民に對する取締

商民に對する取締としては厘局に於て貨物の密輸等の犯則を防止し、又は厘金の逋脫其他の犯行に關し罰則を設けて居る、例へば江蘇省徵收貨物稅暫行章程の(民國三年一月)漏稅罰則に依れば本省產貨外省運入の貨及各處分運の貨物にして第二機關を経過し、漏稅隱匿のもの及多を以て少と報する者を查出したときは、其貨物を扣留し、納稅金額を補徴するの外に四倍の罰金を科し、補罰稅證を給し、其繞越關抗し情重きものは處罰を加重し、或は海關の例に照し貨物の全部を沒收し、一半を發見した稽查員に給與し、一半を省に解送し公收入とする。江蘇全省徵收貨物稅章程の漏稅罰則に依れば本省產貨外省運入貨及各處分運貨物にして第二機關を経過し、減折隱漏し、又細を以て粗と爲すが如きものあれば、其貨物を控留し補稅せしむ。而して正稅十元以上を補完するときはその稅額の四倍の罰金を科するより以下一元に達せざるものにして補稅するときは罰を免するまでの五等に分ち、繞越關抗し情重きものは前法と同じく處分する。其他諸省に於て定むる所のものも大同小異である(註一三)。

(註一) 浙江通志厘金門稿卷中

(註二) 福建省厘捐類沿革利弊說明書

(註三) 江蘇全省財政說明書、蘇屬省豫算說明書

(註四) 廣西全省財政說明書第二編

(註五) 廣東全省財政說明書卷六

(註六) 陝西全省財政說明書

(註七) 同上

(註八) 浙江通志厘金門稿卷上

(註九) 湖南厘務彙纂卷六、卷一三

(註一〇) 雲南全省財政說明書

(註一一) 稅務月刊第一〇號及財政月刊第四〇號

(註一二) 各省中考成條例を定めたものには、江蘇省貨物稅暫行章程、同省徵收貨物稅章程、浙江省徵收統捐章程、山西厘稅局

卡徵收厘稅暫行章程、陝西百厘各徵收局功過比較暫行章程、同省徵收產銷稅暫行簡章、湖南任用及考稅徵收官吏章程、

同省厘金徵收局暫行簡章、江西各統稅局比較功過暫行章程(以上民國三年所定)贛省厘稅考成條例施行細則(同四年所定)

湖北省稅捐稽厘局辦事章程(同三年所定)同省過境銷場稅章程(山東省厘金局卡暫行簡章(同四年所定)擬定津浦鐵路商貨統

捐徵收考成規則(同七年所定)奉天省徵收局比較獎罰規則(同初年所定)同省各稅徵收統稅現行章程、修改徵收厘稅考成條

例(同六年所定)吉林省改訂全省統稅局章程(同元年所定)同省國稅廳籌備監督徵收官吏暫行章程(同三年所定)同省財政廳

設立賦稅督察章程(同八年所定)同省修正廳訂整理徵收特別辦法(同十年所定)黑龍江財政廳修正賦稅督察暫行試辦章程

(同五年所定)遼寧省稅徵收章程(同十八年七月草案)

(註一三) (稅務月刊第一號乃至第六號、第八號、第一二號、第一八號經濟討論處中外經濟周刊第一七五號、財政月刊第五卷第五

號、南滿鐵道會社編黑龍江省財政一斑、同吉林財政、同社調查時報第九卷第七號、工商半月刊第一卷第廿二號)

(註一四) 稅法違反の商民に對する取締及之の罰則に關しては又各省に於ては前記諸規程中、例へば浙江省の徵收統捐章程、同

上施行則、陝西省產銷統章程、湖北省稅捐稽查局章程、同省過境銷場統章程、奉天統捐章程、吉林省銷場稅試辦章程、遼

寧省稅徵收章程、又及民國十七年末湖南省統稅新章等に於ても之を詳細に定むる所があつた。(稅務月刊第一一年第一號

第二號第一九號經濟討論處同上、南滿鐵道會社編奉天現行稅制同吉林財政、同社調查時報同上、銀行週報第五八二號)

第七節 厘金收入

一 收入額

厘金は支那地方政府收入中の大宗に屬し、創定の初より相當額に達したが、其後十有餘年を経主として厘金の抵代稅たる子口稅の行はるに及び其の收入は漸次減退した。大清會典事例(卷二百四十一)同治四年(一八六四年)の條に依れば蘇杭金陵克復後東南の腹地商賈四散して上海に集らず、又盡く蘇境に在らず、厘金日に減退し平均毎月二十萬兩内外に過ぎずとし、次で光緒二年(一八七六年)沈葆楨の「縷陳江蘇厘捐撥款支絀情形疎」には「江蘇各局(金陵蘇州及松滬三局)厘金も、従前軍務平定の際には抽收極めて旺盛でありしが、爾後逐年減少し江河目下の勢あり」と云ひ而して收入減退に關しては(第一)には商業沈滯貿易衰頹の事實を挙げ「近來百物翔貴貨滯不消商人折閱既多、轉輸難繼、假如往年運貨兩次者今年祇運一次、則公家釐稅即因之收其半」上海沙船從前有三四千號近則不及二十之一生意蕭索厘捐焉得不衰、此無形之消耗、公私俱困者也」とし(第二)には恤救減免の事情を述べて「商情困苦如此不特不曲加體恤、蘇滬設卡抽釐、初辦時卡多卡重、自同治四、五年後年々核減、前督臣曾國藩於同治七年、十年大減兩次、同治十二年前署督臣張樹聲等奏明將江南之稻梗米穀停捐、光緒元年臣元炳又奏明、江南之糯米雜糧停捐、凡此軫恤民艱均出於萬不得已所減之數綜計已不下數拾萬、此有定之短絀、雖有捐於公而尙有益於民者也」とし

(第三)には子口税制度の弊害を論じて「洋人運内地土貨概憑單照驗免不得抽釐當定章之始專指洋商而言所短尙不甚多、近則內地華商避重就輕、託名詭寄由內河而至長江到處皆是偶一扣留則洋人出頭包庇動以留難索賠爲詞、此無窮之漏卮而良商並受其害者也」とし光緒元年(一八七五年)に於ける収入は蘇局六十五萬八千八百餘兩滬局百三萬六千餘兩金陵三十萬餘兩に過ぎず未曾有の寄細と云ふ(皇朝經世、文續編卷五十六)。

其後十數年を経て刑部主事李希聖の光緒會計錄の序文に於ても亦子口税の反映に就て論ずる所がある即ち「近年以來釐金驟細五六萬蓋由洋商僅定子税華商賄買報單、惟重慶、廣州兩口減抽釐金輕於子税子口税單絕無發用、此外則利權旁溢、流弊滋多、故赫德有准華人請領報單之議亦持平之一道也、近復以外人製造土貨每百金征落地稅五兩盡免釐金然則釐卡所收去其半矣」と記してゐる。

全國釐金收入は時に依つて増減あり戸部主事劉嶽雲の光緒會計表に依れば光緒十一年(一八八五年)以降十箇年間の釐金收入は一千四百萬兩乃至一千六百餘萬兩とし(註一)。大清會典(卷十八)に依れば同十三年(一八八七年)には一年六百七十九萬餘兩とし、光緒會計表に依れば同十九年(一八九三年)には一千四百二十七萬餘兩とし、中國度支放に依れば同二十年(一八九四年)に一千二百九十五萬餘兩とし、各省中江蘇を巨擘となし、光緒會計表には最多二百二十八萬餘兩最少百七十六萬兩と

記し、中國度支放に従へば同二十年には二百五十二萬兩を占む、浙江省も又光緒十三年には二百萬圓に上り福建、廣東、湖北、湖南、四川等の諸省之に次ぎ多きは百六、七十萬兩を占めた(註二)。

而して清末光緒二十七年(一九〇一年)には「ロバート、ハート」に依れば釐金の收額を僅かに一千六百萬兩とし、同三十一年(一九〇五年)には「モース」の修正した「バーカー」の算定に依れば土藥釐金を加算するも一千三百八十九萬圓に過ぎない様であるが、江蘇其他の諸省中には従前に比し増加したるものがある。江蘇の一例を見るに、光緒論摺彙存に依れば、光緒三十三年(一九〇七年)江蘇省蘇州牙釐總局及淞滬捐釐總局に於て銀四十四萬二千餘兩洋五十七萬九千餘元及錢百六十四萬四千五百餘千文とし、財政説明書に依れば清末蘇屬に於て銀四十二萬四千八百餘兩(内上海百貨捐三十四萬八千六百餘兩を含む)洋三十六萬三千四百餘元及錢百九十六萬三千餘千文を占め、又寧屬金陵釐局に入るもの銀百七萬兩洋八千元錢二十五萬串及木釐銀十八萬七千七百兩に達した。宣統元年(一九〇九年)には度支部其他より各省に財政監理官を派遣し報告を徴したことがあり。光緒三十四年及翌宣統元年の収入の平均を基とし編成した宣統三年(一九一一年)の釐金豫算額は四千五百八十八萬七千餘兩を計上したが、宣統四年度(民國元年)の豫算は前記に比し遙かに下り、殊に革命に迫り各省は民心收攬策の一として原定稅率を減免したので、民國元年以降同三年迄各年三千六百萬元臺に過ぎぬ。民國五年度豫算は稍増加し、四千二十九萬餘兩に上り、更に同年は中央政府政費不足

の爲めに各省に對し原定税額の増加を訓令し、中央政府直接の收入として釐金增收 (Additional L-
 (kin)) 六百十一萬元見積り、各省收入たる外銷に對し之を内銷と云ふた。四者を合算すれば四千六
 百四十餘萬元となる。而して同年現計額は四千百一十一萬四千餘元とし、又徵收局の責任額數たる
 査定標準額は稍増加して四千七百四十七萬九千餘元を示した、次で六、七年度は前年度豫算を踏
 襲し、又議決を見ず、八年度豫算に依れば三千九百三萬餘元で貨物税二千百八十七萬餘元釐金一千
 百四十餘萬元及百貨捐五百七十五萬餘元に分つてゐる(註三)。實際の收入額は各省の報告に基けども
 固より納税者より徵收したものに比し遙かに少額なるべきは言を俟たない「ワージェル」の推定に依れ
 ば、民國初年の貿易額を約十億兩餘とし、五分税を課するときは五千萬兩となるも之より認税額、及
 子口税額を少くとも二千萬兩を控除し、正味釐金三千萬兩とし、「モース」が引用した「パーク」の算
 定に従へば普通釐金一千九百九十三萬兩附加税百六十二「パーセント」千九百三十二萬六千六百兩及徵
 收費十「パーセント」三百十二萬五千六百六十兩合計三千四百三十八萬二千六百六十兩となり又「モ
 ース」は一九〇五年各種收入と同様の算定に基き中央及地方厘金額を四千餘萬と見積つたが尙清末
 の豫算額に達しない(註四)。

次で民國四年以降の收入額を見るに、朱啓鈴の名を以て發表したものに依れば、同四年は三千三
 百餘萬元、同五年は三千九百四十餘萬元、同六年は三千五百七十餘萬元であり。其後同九年乃至十

一年の收入は財政部賦税司の調査に依れば、九年は四千五百八十六萬餘元、十年は四千二百七十六
 萬餘元、十一年は四千五百五十萬元である(註五)。支那政府顧問の佛人「バドゥ」の債務整理案附録
 に引用した數字に於ては、同期間無報告の河南、廣東、廣西、四川、奉天及川邊の分をば一九一六
 年、一九一七年及一九一九年の數字を以て補充し、九年は五千二百七十六萬元、十年は五千十五萬
 元、十一年は五千三百六十二萬元と算定し、且つ吉林奉天及黑龍江の如きは、厘金と不可離の課税
 平均六百二十五萬三千元を各扣除して九年は四千六百二十萬元、十年は四千三百九十萬元、十一年
 は四千七百三十七萬元として居る(註六)。

別に財政整理會の調査した同十一、二年現在の厘金及其他の通過税を加算せば六千八百六十一萬
 餘元(徵收費五百五十三萬四千元を包む)に達して居る(註七)。

更に民國十八年四月賦税司編の調査表に徴すれば、二十省七百五十四局を通し、十五年の原有比
 額は四千七百七十五萬元、十六年は三千九百二十九萬元とし、十七年上半年期は一千九百三十二萬元
 である。其他無報告の東三省京兆甘肅をば十一年分に依つて補はば、十六年收入は約五千二百十萬
 餘元に達する(註八)。

最近の收入も報告不備の爲に全般を知り難く、例へば同十九年裁厘準備中報告のあつた十一省
 (江、浙、安徽、江西、福建、兩湖、
 廣東、山東、遼寧、吉林、各省)の總額は六千五百九十八萬元に達し、厘金及類似の通過税を包含すると

しても、前記十一、二年の同十一省分に比し約二十萬元を増加し、又民國二十年初財政部賦稅司に於て各省報告に根據し、同十八年一月以來六月迄の全國(東四省を含む二十一省及寧夏、綏遠、察哈爾新疆)の厘金(貨物稅、百貨捐、認捐、統捐、產銷稅等を包み、郵包稅、菸酒稅、捲烟稅、)總額は五千七十萬兩とし、一箇年を推算せば一億百四十萬元に達する、南京財政部の陳震巽の調査に依れば、各省は裁厘の結果抵補額又は補助額を多からしめんとして過大の報告であると云ふが、實際地方の實徵數は更に多かるべく、殊に禁制品たる阿片に對する通過稅は四川、雲南、甘肅、熱河等の例に見るに巨額に達するのである(註九)。

二 收入の歸屬

厘金の收入は前清時代に於ては毎年之を戶部の報告することとし、其收入額を以て各省の軍費等に充當し、殘額は又之を戶部に報告し、其命に依り支出すべき規定であつたが、由來厘金は地方費支辨を目的とし、中央政府は概して之に干渉しないので各省の處分に委した。後年京餉とし、又外債償還の分擔として一部を解送することとしたが實施に至らなかつた、更に革命後厘金を貨物稅と改稱し、又之を再度國稅と定められたるが實際は各省の經費に充當しつゝあり。殊に内銷と雖も中央の政費に充當することは殆んど稀れであり、地方軍費の膨脹に依り却つて地方より中央政府に向つて軍費の補助を請求した如き實情であつた。但し最近裁厘計畫前國民政府は新に國稅地方稅の別を立て、各省に財政特派員を派出し、例へば廣東省の如きも、民國十八年六月厘金の大部を國稅と

し、同年の豫算に之を計上した。其他十九年裁厘準備期中江蘇、安徽、浙江、江西、福建、湖北等は財政部に解送すべき見込額を相當計上してゐるが、地方財政逼迫の爲に一、二特例の外は實行されなかつたのである(註一〇)。

厘金と公債との關係を見るに、光緒二十四年(一八九八年)四分五厘續英借款一千六百萬兩に對し關稅の外に其不足額には所謂七處厘金として蘇州厘金八十萬兩、淞滬(上海)厘金百二十萬兩、九江厘金二十萬兩、杭州(浙東)厘金百萬兩及宜昌、湖北並大通(安徽)の鹽厘八十萬兩合計五百萬兩を同卅年(一九〇四年)滙豐銀行新借款(賠款補充借款)百萬兩に對し山西省の烟草稅及百貨厘金八十萬兩を、翌三十一年粵漢鐵道借款百十萬兩に對し湖北、湖南及廣東の土藥厘金を、同卅三年(一九〇八年)十二月津浦鐵道借款五百萬兩に對し鐵道財產の外に直隸の厘金百二十萬兩、山東厘金百六十萬兩、南京厘金九十萬兩、安厘金十萬兩合計三百八十萬兩を、宣統二年(一九一〇年)第二次津浦鐵道借款四百八十萬兩に對し又直隸厘金百萬兩、山東厘金百二十萬兩、安徽厘金七十萬兩、南京厘金六十萬兩淮安厘金十萬兩合計三百六十萬兩を、同三年の贖回粵漢鐵道借款(湖廣借款)百十萬兩に對し湖北厘金二百萬兩、湖南厘金二百萬兩、兩湖鹽厘等百二十萬兩合計五百二十萬兩を、同年幣制借款一千萬兩に對し東三省煙酒稅百萬兩及全國鹽稅附加稅二百五十萬兩と共に東三省厘金(產銷稅)百五十萬兩を擔保とした。

地方外債としては湖北滙豐銀行借款（一九〇九年）鄂省借銀還濟借款（一九一一年）に對し各宜昌鹽厘を、江蘇江南市維持借款（一九一〇年）に對し兩湖、江西、安徽の鹽厘を、廣東七厘銀借款（一九一一年）に對し廣東省厘金二百四十六元を、浙江獨商軍器公司借款に（一九一二年）に對し浙江厘金及勸捐を擔保とした。

内債に關しては民國四年公債に對し各處常關稅の外に、山西全省厘金百萬兩を、八年公債に對し未擔保の貨物稅を、九年震災公債に對し各省貨物稅及常關稅一割を擔保とし、地方内債として民國元年の浙江公債に對し浙西の絲捐を擔保とした。

尙借款の財源としては光緒二十年（一八九四年）の滙豐銀款（一千萬兩）に對し廣東省阿片厘金四川省鹽厘加稅を、翌年滙豐金款（三百萬磅）の對し江西省關稅厘金及湖北、安徽、淮安等の鹽厘加稅、浙江省厘金鹽餘等を、同年克薩借款（一百萬磅）に對し山東、山西、雲南各省の鹽稅及厘金を、同年瑞記借款（百萬磅）に對し海關稅鹽稅の外に、南京厘金蕪湖舊關稅及米厘、安徽茶厘蘇州各厘金等を、同年露佛借款（四億フラン）其他同二十二錢及同二十四年（一八九八年）の英獨各借款（前者一千萬磅、後者一千六百萬磅）に對し各地鹽稅關稅の外に百貨厘金阿片厘金等を充當し、又地方内債の財源として光緒卅一年の直隸借款、宣統元年（一九〇九年）の湖北公債に對し鹽厘統捐等を、同二年の安徽公債に對し、牙厘局六口米厘を充當して居る（註一一）。

擔保厘金の支拂を確保する手段としては、海關稅同様に完全に之を海關の管理に移すときは最も有效なるべきも、當時地方官民の反對があると共に厘金稅の如き不法課稅を擔保とすることは外人間に非難があつて實行の機會がなかつた（註一二）。只海關總稅務司に厘金支拂に關する或る種の監督權を委してゐたが、強制力を有しない爲に革命後は不拂に歸したものが多し。前記外國借款中顯著なるものを舉ぐれば、例へば續英獨借款は同協約第六條第二項に於て厘金をば海關總稅務司の監督下に置くこととし、其證券をば支那政府に支拂を爲す前に香上及獨亞兩銀行に等分に引渡すべきものとすし、同第八條に於ては其證券の外上海道臺及兩江總督の署名と上海關稅務司の副署を要し、毎月兩行の上海支店に交付すべき旨を規定として居るが、實際の徵收事務は海關が之を爲すのではなく、只總稅務司の承認の下に之が支拂を實施したのである。前記七處厘金中鹽厘（百八十萬兩）は鹽稅が一九一三年善後借款成立後外國人の管理に移つたので、自ら海關に對する支拂項目より除外された。其他一般厘金（三百二十萬兩）は一九一一年末頃から一部支拂を停止したものがあり、一九二二年以降支拂高は激減したのである（註一三）。第二次津浦鐵道借款及湖廣鐵道借款に於ては、擔保稅厘支拂確保の方法として各協定中に未拂の際には株主の利權保障の爲に其所定厘金其他内地稅をば海關に交付し辨理せしむることとし、本厘稅を更に他の借款の擔保とするときは元利支拂に關し本借款は先取權を有することとし、或は厘稅の修改減免の場合には新增の關稅收入中より之を補足する

旨を定めてゐる。更に湖廣借款に關しては民國二年(一九一三年)三月一日交通部より銀行團(英獨米)に對する文書中には擔保とした厘金の減少に依る株主の損失を補償する爲に臨時に鐵道財産及材料をば提供すべき旨を約してゐる(註一四)。

最近外國債で厘金を擔保としてゐるものは、一九一一年の湖廣借款のみで、續英獨借款其他は何れも關稅收入を充當するに至つた、裁厘後は固より關稅增徴額を以て之に充つべきである。而して地方外債の如き廣東福建等の例に見るも大部は何れも不拂の儘である。

(註一) 光緒會計表に依れば光緒十一年(一八八五年)以降同二十年(一八九四年)迄十箇年を釐金收入は左表の如し。

光緒十一年	一四、二四九、九四七	光緒十六年	一五、三二四、五〇八
同十二年	一五、六九三、三八五	同十七年	一六、三二六、八二一
同十三年	一六、七四七、二〇一	同十八年	一五、三一五、六四三
同十四年	一五、五六四、七七八	同十九年	一四、二七七、三〇四
同十五年	一四、九三〇、四六五	同二十年	一四、二一六、〇一五

(註二) 光緒十三年(一八八七年)同十九年(一八九三年)及同二十年に於ける各省釐金收入を比すれば左記の如きものあり。

盛京省	四〇八、六三八	光緒十九年各省	六〇、〇〇〇
奉天省	三〇三、〇五六	光緒二十年各省	六五、〇〇〇
直隸省	一五五、一七二	冊報(中國度支)	六五、〇〇〇
山東省	七八、五二六	冊報(大清會典)	六五、〇〇〇
河南省			

山西省	一九五、四九〇	福建省	一九二、三四二
陝西省	三八六、五四七	四川省	二九七、九九一
甘肅省	四一三、三八一	湖南省	二九四、一一七
安徽省	四七五、四三二	湖北省	四一〇、五〇四
江西省	二、二八一、一八一	河南省	二、一三二、九三五
浙江省	一、三二二、七二二	山東省	一、〇七九、〇〇〇
福建省	二、〇七六、三四四	直隸省	一、九二五、〇七九
湖北省	一、七六〇、五六五	奉天省	一、三二八、一六七
湖南省	一、三一四、五五七	盛京省	一、〇四四、一六六
廣東省	一、一八一、九七九	奉天省	八六九、八三二
廣西省	一、六八五、九三一	奉天省	一、六七六、八〇〇
雲南省	六七〇、八七九	奉天省	五一九、四七八
貴州省	一、六〇一、七八九	奉天省	一、〇七四、六八四
計	一五〇、五六三	奉天省	二五二、三九四
	一六、七九七、一九四	奉天省	一二六、六一六
		奉天省	一四、二七七、三〇四

※光緒二十年(一八九四年)に於ける釐金收入額は「エドキンス」の推定に依れば即ち左の如く同異がある。(一、二、九五二、〇〇〇) (一、一、五八、六六六磅)

蘇州及上海	一、九七〇、〇〇〇	福建省	一、二二〇、〇〇〇
江蘇省	五五〇、〇〇〇	四川省	一、〇〇〇、〇〇〇以下
計	二、五二〇、〇〇〇	湖南省	六〇〇、〇〇〇
山西及直隸省	六〇、〇〇〇	廣西省	五八〇、〇〇〇
廣東省	一、七五〇、〇〇〇	安徽省及雲南省	三〇〇、〇〇〇兩一四〇〇、〇〇〇
湖北省	一、六〇〇、〇〇〇		

第五章 釐金

省	貨物稅	釐金	百貨捐
察哈爾	1,600	1,777	1,800
阿爾泰	1,500	1,500	3,710
川邊	2,573	1,500	1,500
歸化城	1,638	1,500	1,500
伊犁	75,000	1,500	1,500
庫倫	75,000	1,500	1,500
統計	36,540.05	3,688.7	3,688.7

民國五年度豫算中厘金名義一〇、一四一、五三八元、稅捐八、五六〇、〇四四元、產地稅四一、六九二元、銷場稅一、四六四、九八八元、貨物稅一六、〇五三、〇九五元、雜捐三、六四〇、〇一一元罰金一八、七一九元、而して山東、河南、山西、安徽、福建、陝西、廣東、雲南、貴州等は厘金を徴し奉天、安徽、江西、新疆、四川等は稅捐を吉林省は產地稅を吉林、黑龍江省は銷場稅を黑龍江、江蘇、浙江、湖北、湖南、甘肅、新疆熱河等は貨物稅を徴する

(二) 民國八年度豫算表

省	貨物稅	釐金	百貨捐
吉林	2,026,680元	1,030,354	2,026,680元
黑龍江	1,175,992	3,120,182	2,120,634
奉天	6,177,172	533,936	3,120,182
直隸	1,040,000	275,864	533,936
山東	6,177,172	275,864	379,864
山西	6,177,172	275,864	6,177,172
江西	1,687,934	1,687,934	2,236,977
浙江	1,687,934	1,687,934	1,687,934
江蘇	1,687,934	1,687,934	1,687,934
安徽	1,687,934	1,687,934	1,687,934
福建	1,687,934	1,687,934	1,687,934
廣東	1,687,934	1,687,934	1,687,934
雲南	1,687,934	1,687,934	1,687,934
貴州	1,687,934	1,687,934	1,687,934
察哈爾	1,600	1,777	1,800
阿爾泰	1,500	1,500	3,710
川邊	2,573	1,500	1,500
歸化城	1,638	1,500	1,500
伊犁	75,000	1,500	1,500
庫倫	75,000	1,500	1,500
統計	36,540.05	3,688.7	3,688.7

省	貨物稅	釐金	百貨捐
湖北	3,223,227	1,752,456	2,352,456
湖南	2,352,456	1,033,259	1,309,659
甘肅	1,033,259	232,197	232,197
新疆	232,197	1,497,647	1,497,647
廣西	1,497,647	128,540	128,540
陝西	1,497,647	448,849	448,849
雲南	1,497,647	1,214,390	538,600
貴州	1,497,647	1,430,000	1,752,990
察哈爾	1,600	1,777	1,800
奉天	6,177,172	533,936	3,120,182
河南	6,177,172	275,864	379,864
山東	6,177,172	275,864	6,177,172
山西	6,177,172	275,864	6,177,172
江西	1,687,934	1,687,934	2,236,977
浙江	1,687,934	1,687,934	1,687,934
江蘇	1,687,934	1,687,934	1,687,934
安徽	1,687,934	1,687,934	1,687,934
福建	1,687,934	1,687,934	1,687,934
廣東	1,687,934	1,687,934	1,687,934
雲南	1,687,934	1,687,934	1,687,934
貴州	1,687,934	1,687,934	1,687,934
統計	22,871,081	11,402,574	5,759,051

(註四) Morse, The Trade and Administration of China, P. 123-4, 129-131, Wager, Finance in China P. 339-342, 382-3,

(註五) 釐金の收納額を掲げば左表の如し。

(一) 一九一五年以降三箇年對照表

第五章 釐金

京畿 奉天 吉林 黑龍江 山東 山西 陝西 甘肅 新疆 安徽 浙江 江西 湖北 湖南 福建 雲南 貴州 四川 廣東

省別	一九一五年	一九一六年	一九一七年	備考
京畿	四三,三三三	四九,五三三	四八,〇八七	鐵道釐金
奉天	七〇,四八五	六八,一九五	四六,二五二	
吉林	四四,六二五	四一,六七三	四五,八六三	
黑龍江	—	—	—	一九一五年報告なし
山東	—	—	—	一九一五年報告なし
山西	—	—	—	一九一五年報告なし
陝西	—	—	—	一九一五年報告なし
甘肅	—	—	—	一九一五年報告なし
新疆	—	—	—	一九一五年報告なし
安徽	—	—	—	一九一五年報告なし
浙江	—	—	—	一九一五年報告なし
江西	—	—	—	一九一五年報告なし
湖北	—	—	—	一九一五年報告なし
湖南	—	—	—	一九一五年報告なし
福建	—	—	—	一九一五年報告なし
雲南	—	—	—	一九一五年報告なし
貴州	—	—	—	一九一五年報告なし
四川	—	—	—	一九一五年報告なし
廣東	—	—	—	一九一五年報告なし

廣西 四川 歸綏 察哈爾 熱河

省別	一九一五年	一九一六年	一九一七年	備考
廣西	—	—	—	一九一五年報告なし
四川	—	—	—	一九一五年報告なし
歸綏	—	—	—	一九一五年報告なし
察哈爾	—	—	—	一九一五年報告なし
熱河	—	—	—	一九一五年報告なし

(二) 民國五年以降十年迄實收額對照表
各省區民國五年至十年釐金比較收數表

省別	五年		六年		七年		八年		九年		十年		十一年	
	實收	比較	實收	比較	實收	比較	實收	比較	實收	比較	實收	比較	實收	比較
直隸	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—	四九,〇〇九	—
山東	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—	二六,六〇四	—
山西	三三,八八八	—	三三,八八八	—	三三,八八八	—	三三,八八八	—	三三,八八八	—	三三,八八八	—	三三,八八八	—
河南	五五,四九九	—	五五,四九九	—	五五,四九九	—	五五,四九九	—	五五,四九九	—	五五,四九九	—	五五,四九九	—
陝西	六二,五五三	—	六二,五五三	—	六二,五五三	—	六二,五五三	—	六二,五五三	—	六二,五五三	—	六二,五五三	—
甘肅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

津浦貨捐	比較	
	實收	比較
合計	1,422,529	1,422,529
實收	1,422,529	1,422,529
比較	1,422,529	1,422,529

「前表説明」一、空欄は未報告とす

二、雲貴兩省の九年以降比額は五年度の例を採つて掲記す

三、山西、河南、廣東、廣西、四川等の九年久至十一年分中には報告なきが故に従前の例に照して掲載したのである

四、奉天省の十年及十一年分は報告なきも爲に七、八年分に依り七年は比額五、三九三、七三九元、收數五、八四二、四四二元とし八年は收數六、九七一、九八九元とし九年は收數七、二五二、九七二元とし是等の中には産銷税の外煙酒税、牲畜税、礦税、其他雜捐等を包むも九年以降は只統税のみを掲記す

吉林省の九年は比額四、五七七、五九七元收數六、二一三、六六六元とし十年比額は五、一六七、二五〇元收數六、四六〇、八〇三元とし十一年比額六、五一四、九七四元收數八、六六一、三五四元とし是等の中には産銷税の外に牲畜屠宰牙當斗稅其他雜捐等を包むが九年以降は獨り産銷税のみを掲記す

黑龍江省に在つても九年以降は只産銷税のみを掲記す

五、歸綏厘金は従前は塞北關に於て徵收したが九年七月より財政廳の徵收に歸し九年下半年は二五、四八二元とし十年五一、三七五元とし十一年七三、四九九元とし各局に於ては多くの雜捐を徵收したが本表は僅かに皮毛石炭甘草等の捐のみを掲記した故に九年原報比額二七六、七六八元に對し十年以降七五、五四〇元とした

六、察哈爾の厘金は又雜捐多きが十年以降は茶厘のみを掲記す

七、京漢鐵道貨捐收數は九年以降約八十萬元とし直隸河南及湖北三省及京兆は分別局を設け徵收し已に各該省厘稅

(註六) G. Rakovs, The Condition of China's unsecured Indebtedness and The Creation of a Chinese consolidated Budget, Annex F.

(註七) 民國十四年十月財政整理會各省區厘金收數表

(註八) 民國十七年度各省厘金狀況調查總表左の如し

省別	十五年原有		現加比額		十六年全年		十七年上半	
	比	額	比	額	收	數	收	數
江蘇	7,895	468	1	元	6,824	974	4,047	552
浙江	5,905	466	3,616	989	5,144	843	712	423
安徽	2,301	384	1	元	1,047	380	1	元
山東	275	864	1	元	1,102	110	1	元
福建	3,622	898	1	元	5,351	260	2,586	462
廣東	1	462	1	元	2,698	552	917	782
廣西	1	462	1	元	3,006	233	2,796	182
湖北	9,244	164	1	元	3,511	155	2,330	477
湖南	3,518	991	1	元	846	264	1,655	969
河南	2,106	329	2,668	934	1,535	847	781	081
陝西	1,514	900	1	元	2,741	523	1	元
江西	3,777	244	1	元	1	元	1	元

雲南	四七一、二二二	一五二、〇〇〇	一八一、九六九	一〇七、七八〇
四川	六五六、一七〇	二七九、一一九	四六四、一一二	五八六、七二六
貴州	八七六、六〇三	—	—	五〇九、四六〇
新彊	一、四三二、八七五	三七〇、一〇六	一、四三二、八七五	一、七三九、二九〇
綏遠	一、一五九、九一九	一一五、一三〇	一、〇三五、四五四	一四三、三八〇
熱河	一、三二一、一八八	—	九七〇、六九八	三八〇、〇〇〇
察哈爾	五六、二七〇	八一、八一〇	七四、三二五	三九、五三五
寧夏	一六二、〇〇〇	—	二六〇、四〇三	—
總計	四七、七五二、五七八	七、三二一、〇八八	三九、二九〇、七九四	一九、二三六、〇七九

(チャイナイニアブツク)(一九二九年)の十六年度(九二七—八年)の厘金收數は本表に出入多く江蘇は七、二六〇、二四八元、浙江は五、七五六、一一六元、福建は二、一五二、〇三七元、湖北は三、〇〇八、七〇二元、江西は二、四五三、六八七元、安徽は一、六〇四、九七一元、湖南は三、四五四、一八五元、陝西は一、三〇七、〇七〇元、河南は一、四二〇、〇〇〇元、甘肅は一、三六三、九〇九元、廣西は二、六三八、三一九元としてゐる。

民國十八年四月賦稅司編各省厘金狀況調查統計表、工商半月刊第十號、銀行週報十三卷第十七號 China Year Book, 1929-30, pp. 649

(註九) 民國十九年十月十日の双十節を期し裁厘する爲に各省財政廳をして厘金及類似の各稅收入を報告せしめ、其の財政部に到着したものは江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、貴州、四川、山東、福建、廣東、廣西、雲南、遼寧、吉林、黑龍江、熱河、新彊等であり、其他の甘肅、河南、河北、山西、察哈爾、綏遠等は閻馮の勢力下になつたので報告がない、左に十一省の收入を掲ぐ

省別	收數	解部數(見込)	省別	收數	解部數(見込)
江蘇	九、〇〇〇、〇〇〇元	八、四六〇、〇〇〇元	山東	三、三〇〇、〇〇〇元	—
安徽	三、〇〇〇、〇〇〇	三、一一〇、〇〇〇	廣東	一四、一〇〇、〇〇〇	—
浙江	七、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	遼寧	六、六四〇、〇〇〇	—
江西	三、二〇〇、〇〇〇	二、四二〇、〇〇〇	吉林	三、八〇〇、〇〇〇	—
福建	三、三〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	湖南	六、〇〇〇、〇〇〇	—
湖北	三、六四〇、〇〇〇	一、六四〇、〇〇〇	計	六五、九八〇、〇〇〇	—

(銀行週報第六六一號六八六號、工商半月刊第二卷第十八號、民國十八年十月廣東最近國庫收支狀況)

(註一〇) 外交部編光緒條約及宣統條約、內國公債彙覽、內國公債類編、賈士毅民國財政史下冊四編、晏才傑全債論、Murray, Treaties and Agreements with and concerning China, vol. I, 110, 355, 529, 816-7, 870, 888, 903, 908

(註一一) 高柳松一郎支那關稅制度論一四六頁

(註一二) 續英獨借款の擔保とした七厘厘金は二八九八年同借款成立當時より革命に至る迄數年間は遲滞なく定期に支拂はれた、而して支拂方法は全借款取扱の香上及獨亞兩銀行に對する拂込前に總稅務司を経由し上海道臺に交付したのであるが、革命亂の結果一九一一年十一月以降支拂中止をなすものあるに至り、海關稅務司は地方厘局に對する管理權を有しない爲に之に對する抗議も何等の効果なく、同時に北京政府も各省に對して財政上の管理權を喪失し、上海厘局は一九一一年十二月に送金を中止し、蘇州厘局は一九一三年中に送金を停止したので、一九一四年一月總稅務司は財政部と交渉し鹽厘は鹽稅稽查總所より百貨厘金は當該各省財政廳より毎月の負擔額を總稅務司に送付する、と定められた。又杭州厘局は一九一九年末迄は定期に送金を繼續したが、其後は困難となり、杭州海關稅務司の努力に依つて漸く一九二〇年六月迄の所定額を收納したのみである。當時中央政府より軍費を送附しない爲に已むなく擔保に充當した厘金を以て相殺せん

第五章 釐 金

としたので、又總務稅司と財政部と協商の結果、財政部は同年七月以降十月迄の支拂額に該當する分を省政府に送金すべきことに決定し、之が爲に杭州稅務司は所定の厘金額を受領した。然るに同年十年以來省官憲は多く支拂を中止するに至り、獨り九江厘局は一九二五年迄送金したが其額は極めて僅少であり、同年九月には江西督軍は中央政府に對して地方財政支絀の爲に厘金を自由に處理する旨を報告したのである。

今前記借款に對し一九一二年以降厘支金拂高を示せば左の通りである

一九一二年	一五二、〇〇〇 ^兩	一九一九年	一、二八〇、八四〇 ^兩
一九一三年	一、五九一、九五三	一九二〇年	一、四一八、九八二
一九一四年	二、三三八、六〇〇	一九二一年	四一九、六五三
一九一五年	一、二七四、四七二	一九二二年	一四〇、〇〇〇
一九一六年	一、三二五、四五七	一九二三年	一〇〇、〇〇〇
一九一七年	一、七九一、二九七	一九二四年	一七五、〇〇〇
一九一八年	八九二、〇七四	一九二五年	

(C. I. M. C. The Collection and Disposal of the Maritime and Native Customs Revenue since the Revolution 1911,

pp. 31-3, 197-314

(註一三) 中英法德美漢粵川鐵路借款合同第九款 "Macmurray" op. cit., pp. 816-7; 870, 888

14.21
478

終

